# 報告事項① 北千葉道路・新湾岸道路の動向

### 1 北千葉道路の動向

# (1) 期成同盟会、要望活動状況

- ・北千葉道路の早期整備について、毎年要望活動を実施。
- ・令和5年度は、千葉県知事、国への要望活動を3回実施。

北千葉道路建設促進期成同盟(事務局:鎌ケ谷市) 平成3年2月7日設立		
総会	令和 5 年 5 月 24 日(水)	
要望活動	令和 5 年 7 月 27 日(木)※ 千葉県知事	
女主心到	令和5年8月25日(金)※ 国土交通省、財務省、国会議員	
一般国道 464 号北千葉道路建設促進期成同盟会(事務局:千葉県) 令和 2 年 10 月 16 日設立		
総会	令和 5 年 6 月 5 日(月)	
要望活動	令和5年8月3日(木) 国土交通省、財務省、国会議員	

※:市長出席

### (2) 北千葉道路とは

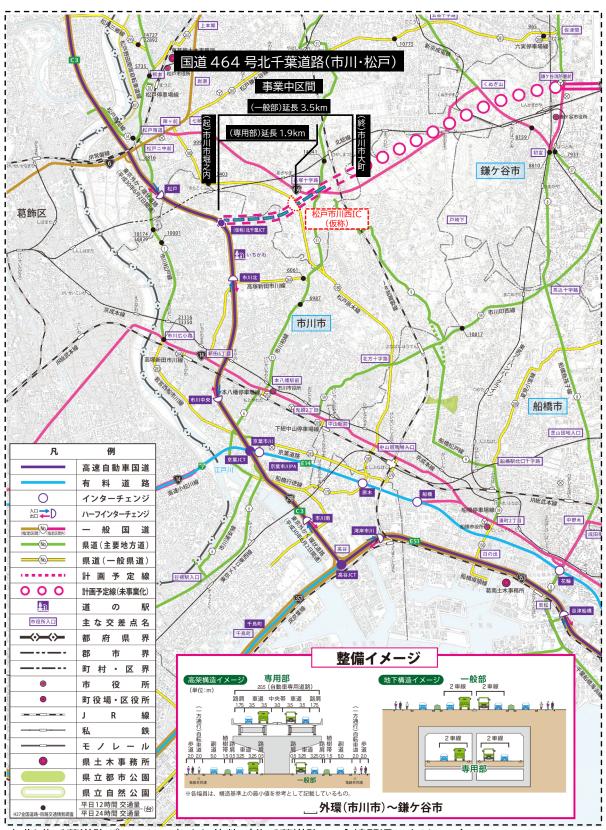
- ・外環道と成田空港を最短で結ぶ計画延長約43kmの幹線道路
- ・沿線地域の慢性的な交通混雑の解消、首都圏の国際競争力の強化、災害時の緊急 輸送路として機能する道路



出典)千葉県 HP

## (3) 北千葉道路(市川・松戸)

・令和3年3月に北千葉道路(市川・松戸)3.5kmについて、国の権限代行事業による新規事業化が決定。



出典)北千葉道路パンフレットより抜粋(北千葉道路 - 全線開通に向けて-)

### (4) 現在の状況(北千葉道路(市川・松戸))

・国において、用地取得に向けた道路設計を実施中。

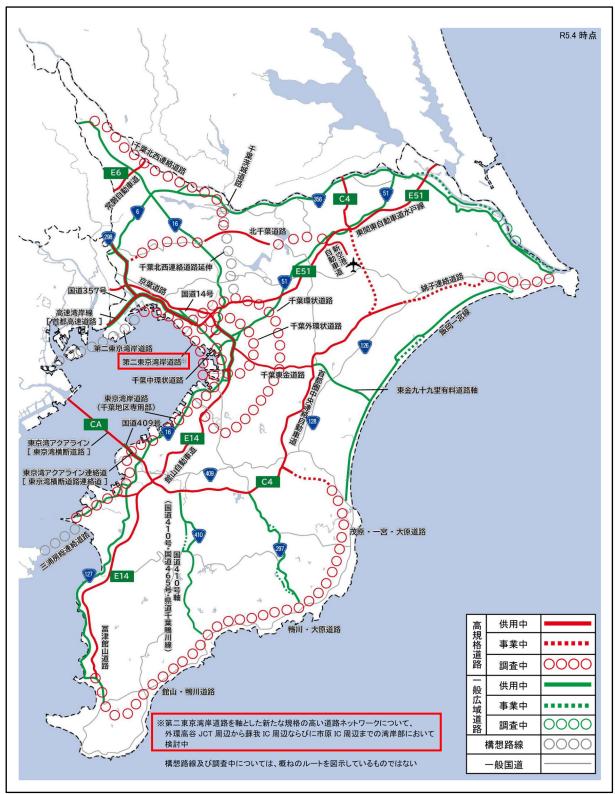
### (5) 今後の動向(北千葉道路(市川・松戸))

・国からは、全体的なスケジュールは現時点において未定とのこと。

### 2 新湾岸道路の動向

### (1)新湾岸道路とは

- ・湾岸地域のポテンシャルを十分発揮させ、我が国の国際競争力の強化や首都圏の 生産性向上、湾岸地域の更なる活性化を図る規格の高い道路(多車線の自動車専 用道路)。
- ・平成30年に設立された「千葉県湾岸地区道路検討会及び同幹事会」において検討が進められ、令和2年5月26日に、外環道千葉県区間開通後の湾岸地域の交通状況を鑑み、まずは早期に整備効果を発揮できるよう、外環高谷JCT周辺から蘇我IC周辺ならびに市原IC周辺までの湾岸部においてルートの検討を進めること等が記載された基本方針が策定された。



出典)千葉県広域道路交通ビジョン・千葉県広域道路交通計画

図 広域道路ネットワーク図

## (2) 現在の状況

- ・令和5年5月26日(金)、千葉県知事を会長とし、沿線6市長等で構成される 「新湾岸道路整備促進期成同盟会」が設立された。
- ・同年 5 月 30 日(火)には、千葉県知事と沿線 6 市長による、豊田国土交通省副大臣(以下、豊田副大臣)への要望活動を実施し、6 月 21 日(水)に「第1回新湾岸道路検討会準備会(事務局:国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所)(以下、準備会)」が開催された。

新湾岸道路整備	促進期成同盟会(事務局:千葉県) 令和 5 年 5 月 26 日設立
総会	令和 5 年 5 月 26 日(金)※
要望活動	令和 5 年 5 月 30 日(火)※ 豊田国土交通省副大臣

※:市長出席

### (3) 今後の動向(想定)

- ・今後の準備会において、概略ルート、構造の検討に向けて、体制の議論を行う。
- ・また、計画の具体化を図るための体制や、地域住民等からの意見聴取の方法など、 プロセスのあり方についても議論する。

以上

### 都市計画道路整備事業(整備路線一覧)

番号	路線名	事業者	事業概要
1	都市計画道路3·3·9号柏井大町線 (北千葉道路関連)	市	(事業区間) 松戸市紙敷地先~大野町4丁目地先 市川市区間:大町(松戸市境)~大野町4丁目地先 全体整備延長:約1.36km 干葉県施行区間:約1.12km 松戸市施行区間:約0.18km 市川市施行区間:約0.06km 計画幅員:28.5m
2	都市計画道路3·3·9号柏井大町線 (北千葉道路関連)	県	前回順員。26.50円 (令和5年度実施内容) 道路予備設計、現地測量、地質調査 (今後の予定) 令和6年度:用地測量、構造物予備設計 令和7年度:用地取得、道路・構造物詳細設計 (事業完了予定) 令和12年度
3	都市計画道路3・6・32号市川鬼高線	市	(事業区間) 大和田4丁目地先~東大和田2丁目地先整備延長:約650m 計画幅員:16m (令和5年度実施内容) 雨水管渠工事、ライフラインの整備 (今後の予定) 令和6年度:道路整備工、電線共同溝敷設工 令和7年度:全区間車道整備 (事業完了予定) 令和7年度
4	都市計画道路3・4・15本八幡駅前線	市	(事業区間) 大野町1丁目地先~大野町3丁目地先 整備延長:約750m 都市計画道路整備区間:約450m 計画幅員:18m (令和5年度実施内容) 道路予備設計 (今後の想定スケジュール) 令和6年度:用地測量 令和6年度で令和9年度:用地取得 令和8年度~令和13年度:本工事 (事業完了予定) 令和13年度
(5)	都市計画道路3・4・21市川船橋線	国	(事業区間) 平田2丁目地先(外環道路) ~新田1丁目地先(第1交差点) 整備延長,約150m 計画幅員:25m (令和5年度実施內容) 用地取得 (事業完了予定) 一

### 令和5年10月時点

番号	路線名	事業者	事業概要
6	都市計画道路3・4・25号湊海岸線 ((仮称)押切・湊橋)	県	(事業区間) 東京都江戸川区江戸川1丁目地先 ~千葉県市川市押切地先 全体整備延長:約800m 千葉県施行区間:約420m 計画幅員:15~26m (令和5年度実施内容) 用地測量、地質調査 (今後の想定スケジュール) 令和6年度~8年度:調査・設計、用地取得 令和8年度~13年度:本工事 (事業認可施行期間) 平成4年度~令和13年度
7	都市計画道路3・4・15本八幡駅前線	県	(事業区間) 八幡3丁目地先~東菅野1丁目地先 整備延長:約350m 計画幅員:18m (令和5年度実施内容) 用地取得、道路整備工 (事業完了予定) 令和10年度
8	都市計画道路3・3・9号柏井大町線	県	(事業区間) 船橋市上山町1丁目地先~市川市柏井町1丁目地先 全体整備延長:約1,150m 市川市区間:約520m 計画幅員:22~25m (令和5年度実施内容) 道路整備工 (事業認可施行期間) 平成13年度~令和7年度
9	都市計画道路3・5・26鬼高若宮線	県	(事業区間) 鬼越1丁目地先(国道14号) ~中山1丁目地先(中山小学校正門前) 整備延長:約460m 計画幅員:15~39m (令和5年度実施内容) 道路整備工 (事業認可施行期間) 平成11年度~令和7年度
10	都市計画道路3・5・28国分下貝塚線	県	(事業区間) 東国分2丁目地先(国分小学校) ~東国分2丁目地先(曽谷橋) 整備延長:約320m 計画幅員:12~19m (令和5年度実施内容) 步道整備工 (事業認可施行期間) 平成26年度~令和6年度



### 自転車保険の加入状況等に関するアンケート結果

アンケート実施期間:令和5年8月14日~27日

有 効 回 答 者 数:1401 名

◎千葉県では令和4年7月1日から、また本市におきましても令和4年10月1日に 自転車保険への加入が義務化されたことを知っていますか

有効回答者数: 1401 名

選択項目 回答件数 割合 はい 892件 64% いいえ 509件 36%

◎あなたは、自転車保険に加入していますか

有効回答者数: 1126 名

選択項目	回答件数	割合
加入している	753 件	67%
加入していない(→Q	5~) 277 件	25%
分からない(→Q6 へ)	69 件	6%
全く乗らない(→Q6 ^	-) 27 件	2%

◎あなたはどの保険に加入していますか(複数回答可)

有効回答者数: 769名

選択項目	回答件数	割合
自転車保険に加入している	268 件	35%
自動車保険や火災保険の特約として加入している	334 件	43%
個人賠償責任保険に加入している	203 件	26%
TSマーク付帯保険に加入している	41 件	5%
クレジットカードに付帯した保険に加入している	52件	7%
幼稚園や保育園、学校などが窓口の保険に加入している	4件	1%
上記以外の保険に加入している	16件	2%

◎自転車保険に加入していない理由は何ですか(複数回答可)

有効回答者数: 281 名

選択項目	回答件数	割合
加入のきっかけがなかったから	114 件	41%
加入方法が分からない	54 件	19%
手続きが面倒	41 件	15%
保険を知らなかった	67 件	24%
自分は加害者になることは考えられないから	23 件	8%
その他(50字以内)	48 件	17%

◎お子さんは、自転車保険に加入していますか(複数回答可)

有効回答者数: 385 名

選択項目	回答件数	割合
家族全体が補償対象となる保険等に加入している	231 件	60%
子供を被保険者として加入している	39 件	10%
PTA や学校に申し込む保険等に加入している	38 件	10%
その他の保険に加入している	16 件	4%
加入していない	49 件	13%
わからない	29 件	8%

◎個人賠償責任保険や自動車保険、火災保険などの「特約」などでも、自転車による 事故の賠償を補償できる場合があることを知っていますか

有効回答者数: 1401 名

選択項目 回答件数 割合 知っている 1025 件 73% 知らない 376 件 27%

# 市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について

### 1.経緯

- ・令和 5 年 4 月 1 日から道路交通法の改正により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化される。
- ・自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約 6 割が頭部に致命傷を負っており、 ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた場合の約 2.1 倍高く なっている。そのため、被害を軽減するため、ヘルメットをかぶることが重要と なっている。(警察庁交通局資料参照)

## 2.現状

・自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化後、普及率が低い状況であるため、購入費用を補助することで、多くの人へ普及することが期待できる。

# 3. 補助金

・令和5年6月議会にて補正予算で計上し、令和5年7月より実施。

補助金額	一律 2,000 円
対象件数	25,000 件
申請受付期間	令和 5 年 7 月 1 日~令和 6 年 3 月 31 日
対象者	市川市居住者
対象ヘルメット	・安全基準の認証がある自転車乗車用ヘルメット ・1個当たりの金額が 2,000 円以上で新品のもの
申請方法	・窓口申請 ・オンライン申請

### 4. 申請状況

	窓口申請	オンライン申請	計
7月	169 件	1,009 件	1,178 件
8月	104 件	515 件	619 件
9 月	96 件	586 件	682 件
合計	369 件	2,110 件	2,479 件

# 改正道路交通法施行に伴うキックボードの対応について

# 1. 概要

令和5年 7 月1日、改正道路交通法のうち、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の交通方法等に関する規定が施行され、運転免許不要などの新しい交通ルールが適用されることになった。

## 2. 特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の基礎知識

### (1)特定小型電動付自転車の区分

	原動機付自転車		
	一般 原動機付自転車	特定小型 新設 原動機付自転車	
最高速度		時速20キロメートル以下	
定格出力	特定小型原動機付自転車以外のもの	0.6キロワット以下	
長さ		1.9メートル以下	
幅		0.6メートル以下	
高さ		_	

### (2)電動キックボードの種類と主な条件

	一般 原動機付自転車	特定小型 新設 原動機付自転車
免許	必要	不要 (16歳未満は運転不可)
通行区分	車道のみ	車道、自転車道等、歩道
右折方法	小回り右折か 二段階右折	二段階右折
最高速度	30km∕h	30km/h(車道等) 30km/h(歩道)
ヘルメット	必要	努力義務
最高速度表示灯	不要	必要
ナンバープレート	必要	必要
自賠責保険	必要	必要

# 型型原動機可量医

一定の基準に該当する電動キックボード等について、「特定小 型原動機付自転車」が創設され、新しい交通ルールが定められ ました。

令和5年7月1日から~~

<del>能</del>原動機付自転車

法定速度30km/h

(電動機の定格出力により、一部自動二輪車等に該当)

# 特定小型 原動機付自転車

歩道通行

構造上 最高速度20km/h以下

特例特定小型 原動機付自転車 歩道通行

最高速度6km/h以下 構造上

緑 色 点灯



緑 色 点 滅

16歳未満は運転禁止



方向指示器

前照灯

最高速度表示灯



- ○ナンバープレート
- ○自賠責保険(共済)の加入
- ○道路運送車両の保安基準

に適合していること

特定小型原動機付自転車には 基準があります。全ての電動 キックボードが免許不要にな るものではありません! 詳しい基準やルールなどはこちら



【警察庁ウェブサイト】



※イメージ図

後部反射器 尾灯 制動灯

千葉県警察

※出典 千葉県警察HP

# 特定小型原動機材自転車の

# 主な交通ルール

動画で 学ぼう!





【警察庁公式チャンネル



※ 自転車道、普通自転車専用通行帯も 通行できます

# 例外的に歩道を通行できる場合

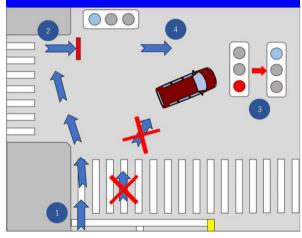
特例特定小型原動機付自 転車に限り、「普通自転車 等及び歩行者等専用」の 標識が設置されている歩 道を通行することができま す。



【特例特定小型原動機付自転車とは】

- 〇最高速度表示灯を点滅
- 〇時速6キロメートルを超えて加速できない構造

# 右折は二段階右折!



# 信号や標識を守る!!











一方通行

# 飲酒運転は禁止!



# 横断歩道は 歩行者<u>優先!</u>



# ながら運転は禁止!



# ヘルメットを着用しましょう!

交通事故は必ず通報(110番)!!

# 令和5年度 交通安全啓発事業について

# 1. 街頭啓発

参加機関·団体 市川·行徳警察署、市川·行徳交通安全協会

市川·行徳地域交通安全活動推進委員会、千葉県自転車·軽自動車商協同組合市川支部

実施日時		実施場所	備考		
4月 10日	14:00	東京メトロ行徳駅周辺			
4月 14日	7:45	市川市立冨貴島小学校前八方橋交差点			
4月 14日	14:30	市川市立八幡小学校周辺(商美会通り)			
4月 17日	7:45	市川市立冨貴島小学校前八方橋交差点			
5月 11日	11:00	東京メトロ南行徳駅周辺	春の全国交通安全運動期間		
5月 17日	14:30	市川市立八幡小学校周辺(商美会通り)	春の全国交通安全運動期間		
6月 15日	14:00	東京メトロ行徳駅周辺			
6月 27日	14:30	市川市立冨貴島小学校前八方橋交差点	6/14雨天のため27日に実施		
7月 10日	10:30	東京メトロ妙典駅周辺	夏の交通安全運動期間		
7月 10日	14:30	市川市立八幡小学校周辺(商美会通り)	夏の交通安全運動期間		
7月 21日	7:00	大野2丁目162番地付近交差点			
8月		猛暑で実施せず			
9月 21日	11:00	東京メトロ行徳駅周辺	秋の全国交通安全運動期間		
9月 23日	11:00	ニッケコルトンプラザ	秋の全国交通安全運動期間		

# 2. 自転車安全利用講習会について

実施日時		実施場所	備考
4月 21日	9:00	千葉商科大学付属高校	
6月 22日	13:30	市川市清掃公社	
6月 22日	14:20	市川市清掃公社	
6月 23日	13:45	株式会社ハピネット	

# 3. 交通公園における街頭啓発について

実施日	実施場所	備考
4月 19日	南沖児童交通公園	
4月 27日	東菅野児童交通公園	
5月 10日	東菅野児童交通公園	
5月 18日	南沖児童交通公園	
5月 25日	東菅野児童交通公園	
6月 7日	南沖児童交通公園	
6月 17日	東菅野児童交通公園	
6月 21日	南沖児童交通公園	
7月 5日	東菅野児童交通公園	
7月 5日	南沖児童交通公園	
7月 18日	東菅野児童交通公園	
7月 21日	東菅野児童交通公園	
7月 21日	南沖児童交通公園	
7月 27日	東菅野児童交通公園	
7月 27日	南沖児童交通公園	
8月 2日	南沖児童交通公園	
8月 22日	南沖児童交通公園	
8月 23日	東菅野児童交通公園	
8月 29日	南沖児童交通公園	
8月 31日	東菅野児童交通公園	
9月 5日	東菅野児童交通公園	
9月 13日	南沖児童交通公園	
9月 14日	南沖児童交通公園	
9月 20日	東菅野児童交通公園	

# 緊急輸送道路における電柱の占用制限措置の導入について

# 1. 緊急輸送道路

- ・緊急輸送道路とは、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動 のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般 国道及びこれらを連絡する基幹的な道路を指す。
- ・本市では、市道18路線(総延長:約12.1km)が緊急輸送道路として千葉県の 指定を受けている。

### 【内訳】

第1次緊急輸送道路(国県道及び主要港湾等へ通じる幹線道路)

2 路線(延長:約2.4km)

第2次緊急輸送道路(国県道及び第1次路線を連絡する道路)

5 路線(延長:約3.5km)

第3次緊急輸送道路(その他防災や輸送のため拠点と連絡する道路)

11 路線(延長:約6.2km)

# 2. 占用制限措置とは

- ・災害が発生した場合における倒壊等の被害拡大防止のため、電柱による占用を 禁止することが特に必要と判断した路線について、占用制限をかけるもの。
- ・既存の電柱は当面の間、占用を認めるものとし、新設しようとする電柱が対象となる。

# 3. 占用制限措置の経緯

- ・平成 25 年の道路法の一部改正に伴い、道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認められる場合において、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができることとなった(道路法第 37 条第1項3号)。
- ・これにより、平成 27 年 12 月に国交省より、各都道府県へ占用制限措置を積極的に行うよう、取扱いに関する通知があった。
- ・令和4年6月、再び国交省より各都道府県へ、「緊急輸送道路における電柱による占用の禁止について」の通知があり、市町村への働きかけ依頼があった。

# 4. 現在の状況

- ・本市内の国道及び県道については、既に占用制限措置を行っている。
- ・本市の周辺市の状況としては、船橋市は R4 年度に措置導入済みで、松戸市及び 浦安市は制限措置に向けて本市同様に準備を進めている状況。

# 5. 占用制限措置手続きの流れ

令和 5 年 4 月 ~8 月	<ul> <li>・防災部局(危機管理課等)へ事前説明及び意見照会         ⇒ 意見なし</li> <li>・各占用事業者へ事前説明及び意見照会         ⇒ 東京電力、NTTより対象路線の無電柱化整備計画の検討等の意見あり</li> <li>・所轄警察との協議(道路法第37条第2項)         ⇒ 意見なし</li> </ul>		
令和5年9月	・意見照会での意見に対する説明(東京電力・NTT) ⇒ 占用制限措置導入について了承いただく		
令和 5 年 10 月	<ul><li>・意見照会結果報告の決裁</li><li>・市長、副市長への状況報告</li><li>・交通対策審議会での周知説明</li></ul>		
令和 5 年 11 月	<ul><li>・告示手続き</li><li>・各占用事業者への制限措置実施通知</li></ul>		
令和 5 年 12 月	・占用制限措置の施行(12月1日予定)		



番号	路線種別	路線名	起点	終点	距離(km)	車線数	
1	1次	市道0115号	市川市二俣	市川市二俣新町	1.2	2	千葉港(葛南中央地区)アクセス
2	1次	市道0117号	市川市八幡	市川市稲荷木	1.2	4	
3	2次	市道0213号	市川市高谷1916-13	市川市原木2470	0.3	2	補完路(広域物資拠点)
4	2次	市道7125号	市川市原木3046	市川市原木3050	0.4	2	
5	2次	市道0112号	市川市高谷1916-12	市川市高谷2023-100	0.4	2	
6	2次	市道0240号	市川市大町179-4	市川市大町368-7	1.6	2	補完路(広域物資拠点)
7	2次	市道0108号	市川市塩焼4	市川市富浜1	0.8	2	
8	3次	市道0102号	市川市塩浜4-2-2	市川市塩浜3-31	0.5	6	重要物流道路(物流拠点(工業団地))
9	3次	市道9399号	市川市塩浜3-4-1	市川市塩浜3-4-2	0.2	2	
10	3次	市道9398号	市川市塩浜3-3-1	市川市塩浜3-33	0.7	2	補完路(広域物資拠点)
11	3次	市道0105号	市川市塩浜2-4	市川市塩浜2-8	0.8	2	重要物流道路(物流拠点(工業団地))
12	3次	市道9404号	市川市塩浜2-4	市川市千鳥町15	0.6	2	
13	3次	市道0103号	市川市千鳥町15	市川市塩浜1-4	0.6	4	
14	3次	市道0209号	市川市本行徳2554-39	市川市本行徳2554-12	0.3	2	重要物流道路(物流拠点(工業団地))、油槽所
15	3次	市道0113号	市川市高谷2017-16	市川市上妙典1607-4	0.5	2	重要物流道路(物流拠点(工業団地))
16	3次	市道0112号	市川市上妙典1569-2	市川市高谷新町24-1	1.6	2	
17	3次	市道7119号	市川市高谷新町14-9	市川市高谷新町11-1	0.3	1	
18	3次	市道7120号	市川市高谷新町11-1	市川市高谷新町12-9	0.2	1	